

30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

教育界は今、いじめ、不登校、小学校低学年からの授業不成立など、深刻な問題が山積しており、極めて憂慮すべき状況にあります。これらの問題を解決するためにも、一人一人の子供へのきめ細かな教育が求められており、これまでの教え込む教育から、子供を主体とした、ともに学び合う教育への転換を図らなければなりません。そのためには、30人以下学級の実現をはじめ、子供たちの学びに応じた多様な学習が可能となる教職員配置が不可欠であります。

また、義務教育費国庫負担制度について、国はこれまで財政事情を理由に、教材費、旅費、共済追加費用などを一般財源化し、地方への負担転嫁を行ってきた上、長年にわたり学校事務職員、学校栄養職員の人件費等を制度の対象から除外しようとしてきております。さらに、国による補助金削減の動きから、昨年度より制度自体の一般財源化が検討されており、義務教育費国庫負担制度の存続さえ危ぶまれております。

よって、政府におかれては、すべての子供たちに豊かで行き届いた教育を実現するため、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 30人以下学級の実施を柱とする新たな教職員定数標準法を策定すること。
- 2 いじめ、不登校などの教育課題に対応する教職員加配や子供の発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。
- 3 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、同制度から学校事務職員、学校栄養職員の人件費を除外しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月4日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣